

京都市風致地区条例第11条第1項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年9月12日

京都市長 門川 大作

1 命令の相手方

ユナイテッドキングダムグローバルデベロップメント株式会社 取締役 肖高春

2 違反物件の所在地

京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町15番4

(風致地区第1種地域及び北嵯峨・嵯峨野特別修景地域)

3 違反の内容

建築物(道路側店舗)が、京都市風致地区条例第2条第1項の規定に基づく許可を受けることなく、増築されたこと。

4 命令の内容

令和4年10月30日までに、上記所在地内にある建築物の無許可増築部分を除却すること。

5 命令を行った日

令和4年8月30日

(都市計画局都市景観部開発指導課)